2．各種相談について

（1）相談支援事業（基幹相談支援センター）

【連絡先】 室蘭市障がい者総合相談支援室「げんせん」 TEL 24-7070
室蘭市相談支援センター らん TEL 22-3300

室蘭市では、下記の基幹相談支援センターで、障がいのある人・家族などからの福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用援助などの必要な支援を行う『相談支援事業』を実施しています。（利用料はかかりません。）

基幹相談支援センターとは？

障がいのある人が少しでも自立した生活を送ることができるように設置されたのが、専門的な知識をもつ相談員のいる基幹相談支援センターです。

障がいのある人やその家族が、サービスの選択などを簡単に利用しやすくするための相談窓口になっています。

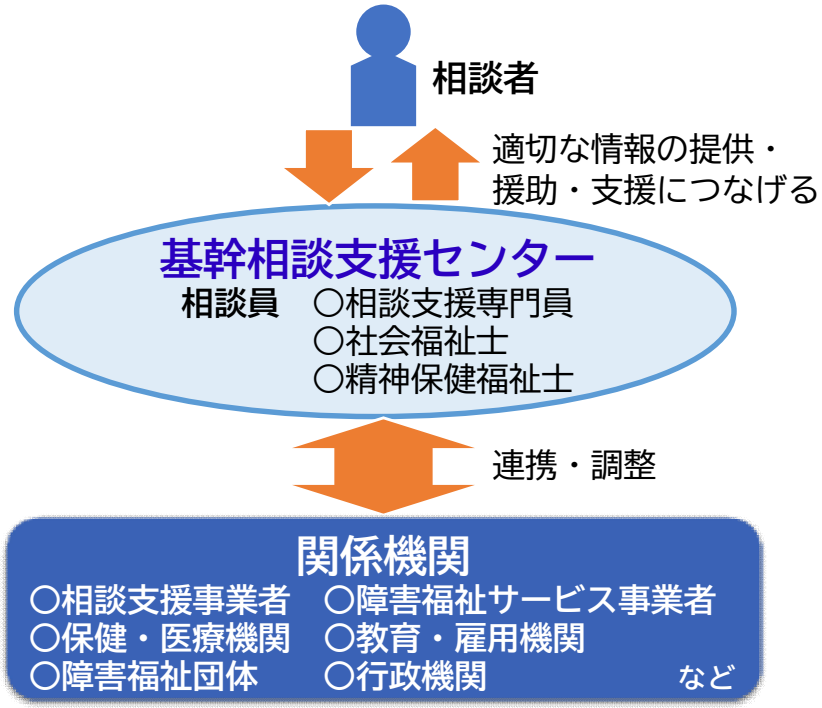

基幹相談支援センターの役割

地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担っています。

障害者手帳をもっている人にも、もっていない人にも、相談者には、必要な支援などの情報提供や助言を行います。また、適切な支援を行うために、関係機関と連携し、その橋渡しをすることも役割の一つです。

さまざまな相談内容（無料）

・福祉サービスの利用援助（サービス情報の提供、サービス利用の助言など）
・社会資源を活用するための支援（福祉機器の利用助言、生活情報の提供など）
・社会生活力を高めるための支援（健康管理、趣味、余暇活動などの助言、指導など）
・ピアカウンセリング
・権利擁護のために必要な援助（成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の活用など）
・専門機関の紹介（障がい者のニーズに応じ、各種専門機関を紹介）
・虐待の防止および早期発見のための関係機関との連絡調整

基幹相談支援センター紹介

室蘭市障がい者総合相談支援室「げんせん」

■**相談対象**
身体・知的・精神などの障がいのある人、種別・年齢は問いません

■**相談受付時間**
月～土曜日　9：00～18：00　（祝日、年末年始を除く）

■**電話/FAX**
24-7070

■**E メール**
siencenter-gensen@opal.plala.or.jp

■**住所**
〒051-0004　母恋北町１-４-２

室蘭市相談支援センターらん

■**相談対象**
主に 18 歳以上の精神障がい・疾患のある人

■**相談受付時間**
月～金曜日　9：00～17：00
第２・４土曜日　9：00～12：00(祝日、年末年始を除く)

■**電話**
22-3300

■**FAX**
22-3366

■**E メール**
ran@sanai-hospital.or.jp

■**住所**
〒051-0011　中央町２-７-13 室蘭中央米塚ビル４階

（２）身体障害者・知的障害者相談員

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

市内には、市長から指名を受けて、障がいのある人の更生援助の相談に応じ、必要な指導、助言を行う身体・知的障害者相談員が配置されています。

（３）ろうあ者生活相談員

【担当】室蘭市障がい者総合相談支援室「げんせん」　TEL/FAX 24-7070
Ｅメール siencenter-gensen@opal.plala.or.jp

聴覚障がいおよび音声または言語障がいのある人の日常生活上の各種相談に応じ、個々の実情に即した適切な処遇を図るため、ろうあ者生活相談員を配置しています。

（４）民生委員・児童委員

【担当】室蘭市役所 高齢福祉課 福祉総務係　TEL 25-2872

市内には、厚生労働大臣から委嘱された民生委員がおり、担当地域内の障がいのある人、高齢者、生活に困っている人の相談に応じ、必要な助言、援助を行っています。
また、児童委員も兼ねており、児童の健全育成や妊産婦などについても相談を受けています。
お住まいの地域の民生委員・児童委員が分からないときは、担当課にお問い合わせください。

（５）心身障害者巡回相談

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

道立心身障害者総合相談所の職員が、道内各地を巡回して、知的障がいのある人および身体障がいのある人を対象に医学的・心理学的および職能的判定などを行い、併せてその更生に必要な総合相談に応じ、社会的更生について助言、指導を行います。
＜実施時期＞　室蘭市近隣での開催は、年３回程度（室蘭会場、伊達会場、登別会場、各１回）
※日程などは変更の場合があります。

（６）障がい者１１０番事業

【担当】一般社団法人　北海道身体障害者福祉協会内　TEL 011-252-1233
北海道障害者社会参加推進センター　FAX 011-251-0858

障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者など）本人およびご家族などからの悩み（法的手続き、人権などに関する相談）に対し、相談窓口を設置しています。
＜相談受付時間＞月～金曜日 9:00～17:00
※時間外や土・日・祝日などは留守番電話、FAX は 24 時間対応可能です。
なお、月１回定例相談として、弁護士による法律相談を行っており、事前予約が必要です。
＜法律相談受付時間＞原則第４週の火曜日 13：30～16：00（祝日の場合は週が前後します。）